

小樽市飲食店事業継続支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に大きく影響を受けている市内の飲食店を対象に、固定費である店舗の家賃補助を実施し、事業の継続を支援します。

対象

店内で飲食を提供する小樽市内の飲食店であり、次の全ての要件に該当する事業者

- ①週5日以上、通年営業している店舗
- ②食品衛生法による営業許可(飲食店営業、喫茶店営業に限る)を受けている事業者
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、店舗の売上げが令和2年3月、4月又は5月のいずれかの月が、前年同月比で40%以上減少している事業者
- ④家賃の賃貸借契約を交わし、店舗家賃の負担がある事業者

対象となる飲食店の例示

食堂、レストラン、専門料理店(日本料理、中華料理、焼肉店など)、そば・うどん店、ラーメン店、すし店、居酒屋、バー、スナック、喫茶店など

補助額

店舗家賃の2分の1の2か月分(5月・6月分合わせて上限10万円、千円未満切り捨て)

申請期間・方法

【申請期間】 令和2年4月30日(木)～6月30日(火)

【申請方法】 原則、郵送又は電子メールでの提出

※感染拡大防止の観点から、混雑による人の密集を避けるため、ご協力をお願いします。

申請書類

- ◆申請書…小樽市ホームページからダウンロード
- ◆申請書のほか、上記の対象要件を満たすことを確認できる書類が必要です。
 - ・営業許可証の写し
 - ・帳簿や試算表など、令和2年3月から5月及び前年の売上げが分かる書類
 - ・店舗の賃貸借契約書及び直近の家賃領収書の写し
 - ・振込先通帳の写し(振込先(カナ)の記載事項を確認できるページ)

提出先・問合せ先

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市産業港湾部産業振興課

☎0134-32-4111(内線263、264、256)

✉sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp

(裏面もご覧ください。)

申請について

- ▶ インターネット環境がないため申請書のダウンロードができない方
⇒ 市役所の産業振興課にご連絡ください。申請書等を郵送いたします。
- ▶ メールで申請を行う方
⇒ 申請書に必要事項を記載・押印し、PDFファイル等で関係書類一式を送信ください。

対象について

- ▶ 開業してから1年未満の場合
⇒ 売上げ減少の比較が異なるため、産業振興課までお問合せください。
- ▶ 一つの店舗内で、飲食と小売り等を併設している場合
⇒ 飲食部分が店舗内の半分以上を占めている場合は、対象となります。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に休業している場合
⇒ 今回の臨時的な対応を含めずに、通年営業しており、週におおむね5日以上営業している飲食店であれば対象となります。
- ▶ 飲食を提供する店舗だが、店内飲食ではなく持ち帰り専門店の場合
⇒ 今回は、感染拡大防止という観点から、店内飲食の店舗を対象としているため、持ち帰り専門店は対象外です。待ち時間や休憩用のベンチ設置のみでは店内飲食の店舗とはみなしません。

添付書類について

- ▶ 直近の店舗家賃の領収書の写しがない場合
⇒ 銀行振込の場合は、取引明細書の写し又は通帳の写し（送金がわかる部分）に代えても構いません。

その他

- ▶ 申請から補助金交付まで
⇒ 申請書受理後、書類審査を行い、交付決定通知書又は不承認通知書を申請者に送付します。交付決定された場合は、申請後10日から14日程度（土曜、日曜、祝日を除く）で補助金を交付します。（口座振込）
- ▶ その他ご不明なことがありましたら、担当課にお問合せください。
☎0134-32-4111（内線263、264、256）